

『消費税インボイス・電子帳簿保存法』 実務対応セミナー

参加無料

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書等保存方式では、税務署の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)の保存が仕入税額控除の要件となります。

免税事業者だから関係ないと思っておられませんか? 免税事業者であっても課税事業者と取引を行う場合、課税事業者となり適格請求書の発行が求められることがあります。

また令和6年1月からは、請求書、領収書、契約書、見積書などの電子取引に係る書類は、国税庁が定める保存要件に従った電子データでの保存が必要です。

本セミナーでは、インボイス・電子帳簿保存についてのポイントを分かりやすく解説いたします。

【日時】 令和5年1月24日(火) 18:00~20:00

【場所】 佐用町商工会館 2F 研修室

【講師】 サイファー税理士法人

こばやし ゆう すけ
姫路事務所 所長 税理士 小林 雄介 氏



【講座内容】

- インボイス制度の概要
- 適格請求書の記載事項、留意点
- 適格請求書発行事業者の義務等
- 仕入税額控除の要件
- 税額計算の方法等
- 電子帳簿保存法について
- 質疑応答 セミナー後 個別相談あり



【定員】 30名(先着順)

【申込方法】 1月20日(金)までに下記申込書に必要事項をご記入の上、佐用町商工会までお申し込み下さい。

..... [切り取らずにFAXして下さい]

『消費税インボイス・電子帳簿保存法』実務対応セミナー参加申込書

事業所名			
参加者名			
電話番号	個別相談	希望する・希望しない	
質問事項			

※ ご提供いただいた情報は、本セミナー開催目的以外には使用いたしません。
また、受付済みの連絡や受付表の発行はしませんので、当日は直接会場へお越し下さい。

お問い合わせ先 佐用町商工会 TEL: 0790-82-2218 FAX: 0790-82-3386